

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第63号 専決処分の承認について

日程第3 議第64号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正について

議第65号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第66号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議第68号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

議第69号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第70号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時00分 開会

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより令和3年第7回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から10日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、9番 角田寛君、10番 木村千秋君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 諸般の報告

---

○議長（富田栄次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に、陳情等3件、教育委員会からの報告が1件、監査委員からの検査結果の報告が2件、監査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前9時02分 休憩

午前9時20分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

---

#### 日程第2 議第63号 専決処分の承認について

---

○議長（富田栄次君） 日程第2、議第63号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第63号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係ります予算について補正する必要が生じたので、地方自治法第179号第1項の規定により、令和3年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を令和3年11月22日に専決処分いたしました。

そのため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決第3号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億1,375万円を追加し、予算総額を96億2,373万円といたすものです。

補正いたしますものは、民生費で子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係ります職員手当等、需用費、役務費、委託料及び負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出金の増額措置をした次第でございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 議第63号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

本件、専決第3号専決処分書は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費を補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について専決処分により措置いたしましたものでございます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,375万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億2,373万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯への生活を支援する観点から、高校生世代までの子供がいる世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。

事務費といたしましては、職員手当等で15万円、需用費で34万3,000円、申請書等の郵送料、振込手数料の役務費で101万9,000円、給付金給付に係りますシステムの運用支援業務委託料で423万8,000円、事業費といたしましては、負担金、補助及び交付金で2億800万円の増額補正をそれぞれのお願いするものでございます。

続きまして、5ページの歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金におきましては、子育て世帯への

臨時特別給付金給付事業費補助金といたしまして2億800万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金といたしまして575万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

7ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋でございます。

先ほどこちらに関しまして全協が開催されたということで、そちらでもお聞きすればよかったのかも分かりませんが、ちょっと本会議ということで、こちらで御質問をさせていただきたいと思っております。

今、5万円についてのという形で御説明を頂戴したかと思うんですが、これ聞きますところ当初10万円の話で選挙戦という形であったと思うです。5万円に関してはいただけるよということが分かったんですけども、連日、事務的経費がかさむとか云々ということとかでいろいろあるんですけど、この後クーポンの話が出ておりますね。これに関しては併せて少し御説明というのは、どこかの段階でいただけるのでしょうか。

この辺りだけ少しお聞かせいただけたらと思っております。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 木村議員のおっしゃるとおり、クーポンについては今、マスク等でも事務費がかさむということで話題になっておりますが、現時点ではクーポンの情報について国からまだ流れてきておりませんので、今ここでお答えすることはできない状況でございます。

ただし、今回の補正の中で、先ほども説明しましたとおり、国庫補助金10分の10つくということなんですけど、今回この上乗せで10万円現金で支給してしまうということについては、国の趣旨に合わないということで申し送りされておりますので、今回は5万円、現金のみの補正予算を計上させていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 吉野課長、ありがとうございました。

現時点では情報がないよということで、いずれにしましても、大変国民に関して、町民もそうですけれども、関心の高い事項だと思っております。

随分と大変、急いでいただいて対象世帯の方々には大変ありがたいかなと思っておりますが、

やはりクーポンに関しても、また情報が出次第、すぐに情報を頂戴できればいいなあと思っておりますし、何か各自治体間でいろいろとこの10万円だったり5万円だったり、いろいろ何か温度差があるんですかね。何かその辺りもまた情報等々すぐ出ましたら、提供していただけたらありがたいかなと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（富田栄次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

日程第3 議第64号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正について

議第65号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第66号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議第68号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

議第69号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第70号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（富田栄次君） 日程第3、議第64号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正についてから議第70号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

垂井町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、議第64号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正についてから議第70号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までを、一括して御

説明申し上げます。

議第64号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正につきましては、巡回バス利用者の利便性の向上のため、6か月定期券の導入等について所要の改正を行うものでございます。

議第65号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第66号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第68号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第6号）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,570万円を追加し、予算総額を96億3,943万円といたすものです。

補正いたします主なものは、職員の異動等に伴います人件費を補正するほか、総務費ではふるさと納税管理業務委託料に係ります委託料、民生費では障害児施設給付費等に係ります扶助費、衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります需用費、役務費、委託料及び負担金、補助及び交付金、消防費では消防資機材修繕に係ります需用費につきまして、それぞれ増額措置を行ったところでございます。公債費では償還元金の増額と償還利子の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

なお、財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金及び諸収入をそれぞれ増額し、繰入金を減額した次第でございます。

次に、議第69号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ611万5,000円を追加し、予算総額を27億1,016万9,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、保険給付費では介護予防居宅サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第70号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ92万3,000円を追加し、予算総額を3億8,092万3,000円とするものでございます。

補正いたします主なものにつきましては、諸支出金では一般会計への繰出金につきまして増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） ただいま上程されました議第64号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、巡回バスの利用者の利便性の向上を図るため、6か月の定期券を新たに導入するとともに、定期券の払戻しについての規定を加えるものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第4条第2項は、引用する条項の整理を行うものでございます。

次に、第7条以下の条について、1条ずつ繰り下げ、新たに第7条を加えるものでございます。

第7条第1項では運賃の払戻しについて、第2項では払戻しの手数料として1件当たり200円を定めるものでございます。

別表におきましては、新たに6か月の定期券9,000円を加えるものでございます。

附則といたしまして、第1項において、この条例の施行日を令和4年4月1日から、第2項において、この条例の施行の前日においても新たに導入する6か月定期券の購入ができるよう準備行為を定めるものでございます。

以上、議第64号についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からはただいま上程されました議第65号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書と併せて新旧対照表の2ページを御覧ください。

まず、第24条の改正規定でございます。

令和2年度の税制改正において、扶養控除における国外居住親族の取扱い範囲の見直しが行われたことを踏まえ、個人町民税の均等割の非課税範囲につきまして、その基準所得の判定に用いる扶養親族の範囲から、扶養控除の適用対象外とされた年齢30歳以上、70歳未満の国外居住親族を除外する旨を定めるものでございます。

第34条の7の改正規定につきましては、寄附金税額控除について、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲から、出資に関する業務に充てられることが明らかなも

のは除くことと見直すものでございます。

続きまして、新旧対照表の4ページを御覧ください。

第36条の3の3の改正規定につきましては、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告について、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しに併せて、扶養親族の範囲規定を改正するものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表の5ページを御覧ください。

附則第5条の4の改正規定につきましては、個人町民税の所得割の非課税範囲について、第24条の改正規定と同じく、その基準所得の判定に用いる扶養親族の範囲から扶養控除の適用対象外とされた年齢30歳以上、70歳未満の国外居住親族を除外する旨を定めるものでございます。

第5条の5の改正規定につきましては、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、その適用期限を平成30年度から令和4年度までのところ、5年間延長し令和9年度までとする、いわゆるセルフメディケーション税制の延長を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の6ページを御覧ください。

第9条の2の改正規定につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、通称わがまち特例に係る特例割合を規定するもので、第23項について、産業競争力強化法の一部改正に合わせて改正するものでございます。

次に、改正条例の附則でございます。

附則第1条では、施行日を公布の日とし、ただし各号に上げる規定はそれぞれ各号に定める日において施行することを定めたものでございます。

続きまして、附則第2条の第1項は、町民税における寄附金税額控除の適用についての経過措置を、同条第2項は町民税の非課税及び所得割の非課税範囲並びに公的年金受給者の扶養親族申告に係る規定についての経過措置をそれぞれ定めたものでございます。

また、附則第3条では、固定資産税の経過措置を定めており、同条第1項では、令和3年3月31日までの期間内に、改正前地方税法附則第64条に規定する中小事業者が取得した家屋及び構築物に対して課する固定資産税は従前の例とするものとし、同条第2項は、令和3年4月1日以降に、改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者が取得した特例対象資産に対して課する固定資産税を適用する年度を定めたものでございます。

以上、議第65号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは子育て推進課が所管いたします議第66号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成・保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものでございます。

それでは、議案書と併せ新旧対照表は6ページから御覧ください。

まず目次を改め、第6条第2項から第6項までと第39条第2項を削ります。電磁的記録等に関する規定を新たな条文として規定し直すため、電磁的方法に触れている箇所を削るものでございます。

次に、第43条第1項第3号においては、この号で規定する認定こどもの定義を第4項第1号においても使用するためのものです。

次に、本則に1章を加え、第4章雑則として第54条を追加いたします。電磁的記録等について規定する第54条は、第1項でこの条例において書面で行うことが規定されているもの、または想定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができると規定し、第2項から第6項において、電磁的記録の取扱いなど電磁的方法による対応を規定いたします。

なお、附則といたしまして、この改正条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正につきまして、住民課が所管いたしますので、私から補足説明をさせていただきます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、出産育児一時金等の支給額を見直すことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書1ページ、新旧対照表は12ページを御覧ください。

産科医療補償制度が見直され、掛金が1万6,000円から1万2,000円に、4,000円引き下げられることとなりましたが、少子化対策の観点から、同額が本人給付分の増額に充てられることとなりましたので、出産育児一時金の支給額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によるものといたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第68号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第6号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,943万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料473万6,000円、職員手当等121万6,000円、共済費131万4,000円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、目6企画費におきましては、今年度ふるさと納税額が当初予算額を上回る見込みとなりましたので、ふるさと納税管理業務の委託料900万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目7電算管理費におきましては、国から社会保障・税番号制度システム整備費補助金が交付される見込みとなりましたので、財源更正といたしまして、国庫支出金106万4,000円を増額し、一般財源106万4,000円を減額するものでございます。

次に、項2徴税费、目1税務総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料500万円、職員手当等350万円、共済費200万円、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費におきましては、国の戸籍情報連携システムの整備が令和4年度に延期されたことから、当初予算で計上しておりました戸籍総合システム符号取得業務の委託料及び財源の国庫支出金39万6,000円の減額、また個人番号カードのさらなる普及促進を図るため、各地区まちづくりセンターで行われます確定申告会場で使用いたします出張申請受付窓口用のモバイルプリンター及びルーターの購入に伴う備品購入費12万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、10ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきましては、令和2年度療育医療費の国庫負担金の額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料で9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目8社会福祉施設費におきましては、福祉会館のエアコン室外機等の修繕のため、需用費の修繕料20万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目10介護福祉費におきましては、介護保険特別会計への介護給付費負担金繰出金76万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目11障害者福祉費におきましては、重度心身障害者サービス円滑利用事業の利用者増加に伴い、地域生活支援事業の委託料103万3,000円の増額、また日常生活用具給付事業などの利用者増加に伴い、地域生活支援事業の扶助費107万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費におきましては、児童手当制度の改正に伴う児童手当システム改修業務の委託料320万8,000円の増額、11ページになりますけれども、放課後等デイサービスの利用増加に伴い、障害児施設給付費等の扶助費1,366万2,000円の増額、また令和2年度子供のための教育・保育給付交付金などの額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料で1,014万7,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、目2 児童福祉施設費におきましては、職員の異動等に伴いまして給料1,600万円、職員手当等650万円、共済費50万円、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

次に目7 留守家庭児童教室費におきましては、会計年度任用職員の人件費に不足が生じる見込みとなりましたので、報酬131万2,000円、旅費13万4,000円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目6 保健センター費におきましては、健診結果等の様式の標準化及び健診情報の市町村間連携を開始するため、健康管理システム改修業務の委託料406万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金が交付される見込みとなっております。

また、明治安田生命保険相互会社様から60万6,000円の御寄附をいただきましたので、保健センターの健康増進事業に充当するため、財源更正をお願いするものでございます。

次に12ページ、目8 新型コロナウイルスワクチン接種事業費におきましては、6月及び9月定例会におきましても補正させていただきました。

ワクチン接種業務でございますが、このたび1月から3月までの経費及び3回目の接種に係ります経費といたしまして、需用費16万2,000円、郵送料などの役務費508万3,000円、ワクチン集団接種業務委託料1,440万円、ワクチン接種促進事業費交付金1,240万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、項2 清掃費、目1 清掃総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料121万8,000円、職員手当等21万8,000円、共済費20万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2 クリーンセンター費におきましては、9月2日に発生しました南濃衛生施設利用事務組合清掃センターの火災の影響により、9月6日から10月19日までの間、当該組合管内における可燃ごみの受入れを行ったことによりまして、燃料費、光熱水費に不足が生じたので、需用費540万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、南濃衛生施設利用事務組合からの手数料の受入れに伴い、使用料及び手数料1,170万2,000円を増額し、一般財源630万2,000円を減額するものでございます。

次に13ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料500万円、職員手当等350万円、共済費150万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料150万円、職員手当等30万円、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、目1非常備消防費におきましては、令和2年度の消防団退団者が当初の見込みを下回りましたので、消防団員退職報償金及び財源の諸収入320万円をそれぞれ減額し、また新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、消防操法大会が中止となりましたので、当該事業に係ります旅費614万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、14ページの目2消防施設費におきましては、今後の消防資機材等の修繕費に不足が生じる見込みとなりましたので、需用費50万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款10教育費、項5社会教育費、目6文化会館費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料400万円、職員手当等200万円、共済費100万円、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

次に、目10タリイピアセンター費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料200万円、職員手当等100万円、共済費50万円、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

次に、項6保健体育費、目1保健体育総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料200万円、職員手当等200万円、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

次に、目3給食センター費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料35万6,000円、共済費7万2,000円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、15ページの款12公債費、項1公債費におきましては、平成22年度に借入れを行いました臨時財政対策債などの償還元金及び償還利子につきまして、借入れ後10年を経過した時点で利率の見直しを行うことから、目1元金におきましては、償還金、利子及び割引料で184万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2利子におきましても、元金同様利率の見直しを行うことから408万6,000円の減額と、令和2年度借入れを行いました利子額が確定し452万8,000円の減額、合計で861万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページからの歳入を説明させていただきます。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料におきましては、先ほど歳出の説明の中でも申し上げましたけれども、施設火災によります可燃ごみの受入れに伴いまして、南濃衛生施設利用事務組合から一般廃棄物処理手数料としまして1,170万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金におきましては、障害児施設給付費等国庫負担金としまして686万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3衛生費国庫負担金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫

負担金としまして785万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきましては、個人番号カード交付事務費補助金としまして12万3,000円の増額、また社会保障・税番号制度システム整備費補助金としまして66万8,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金におきましては、6ページになりますけれども、子ども・子育て支援交付金としまして48万2,000円の増額、また子ども・子育て支援事業費補助金として320万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金としまして2,419万円の増額、また感染症予防事業費等国庫補助金としまして256万9,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金におきましては、障害者自立支援給付費等県負担金としまして343万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2県補助金、目2民生費県補助金におきましては、子ども・子育て支援事業費補助金としまして48万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、7ページの款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金におきましては、今年度ふるさと納税額が当初予算額を上回る見込みとなりましたので1,800万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目4衛生費寄附金におきましては、先ほど歳出の説明の中でも申し上げましたけれども、明治安田生命保険相互会社様から御寄附をいただきましたので、保健衛生費寄附金としまして60万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款18繰入金、項1特別会計繰入金、目2後期高齢者医療特別会計繰入金におきましては、前年度の事務費及び保健事業費の確定によります会計内の精算により、一般会計に繰り入れるもので、92万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきましては8,090万9,000円の減額補正をお願いし、収支の均衡を図るものでございます。

次に、款20諸収入、項5雑入、目6雑入におきましては、消防団員退職報償に伴う消防団員等公務災害補償等共済給付金としまして320万円の減額、8ページになりますけれども、後期高齢者医療の令和2年度の療養給付費負担金額が確定し、支払い超過となり、岐阜県後期高齢者医療広域連合から還付されることとなりましたので、1,870万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、16ページからは給与費明細書、18ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第69号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、保険給付費におきまして、予算額に対し不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ611万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億1,016万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページを御覧ください。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節18負担金、補助及び交付金でございますが、要支援の方がデイサービスや訪問介護、訪問リハビリテーションなど在宅サービスの利用に対し給付されるもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので600万円の増額をお願いするものでございます。

また、目2介護予防福祉用具購入費、節18負担金、補助及び交付金でございますが、要支援の方がトイレや入浴関連等の福祉用具を購入した際に給付されるもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので、11万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入につきましては、給付費に対する国・県・町・被保険者における負担割合に基づきまして、それぞれ予算計上させていただいております。

歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページを御覧ください。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございますが、こちらは国の負担分として給付費の20%相当分122万3,000円の増額をお願いするものでございます。

また、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金でございますが、こちらは市町村の保険料基準額の格差調整のため交付されるもので、給付費の3%相当分18万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金でございますが、こちらは第2号被保険者の保険料について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の27%相当分165万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございますが、こちらは県の負担分として給付費の12.5%相当分76万円の増額をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございますが、こちらは町の負担分として給付費の12.5%相当分76万円の増額をお願いするもので

ございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、歳入歳出予算の均衡を図るため153万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、議第70号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ92万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億8,092万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明させていただきます。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金で92万3,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和2年度におきまして、一般会計から繰り入れました事務費と保健事業費につきまして精査を行い、超過となりましたものを一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入5ページでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で18万8,000円増額補正をお願いするもので、この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

次に、款6諸収入、項3雑入、目1雑入、節1雑入で73万5,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和2年度保健事業費負担金の精算の結果、支払い超過となり、後期高齢者医療広域連合より還付されたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第64号から議第70号までの各議案は、精読のため審議を延期することと決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時12分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 角 田 寛

会議録署名議員 木 村 千 秋

